

令和7年度 認可外保育施設の保育料の補助・助成について

認可外保育施設に入所しているお子様の保育料の一部を補助・助成しています。

国の幼児教育・保育無償化の制度により補助される「施設等利用費」と、市が助成する「習志野市民間保育施設入所児童助成金(以下「助成金」と記します。)」がありますので、下記をご確認ください。

なお、当案内における「認可外保育施設」には居宅訪問型保育事業を含みますので、ご注意ください。

1. 補助・助成の概要

市の助成金については、待機児童の発生状況等により、今後廃止することがあります。

◆無償化の対象児童

年齢区分	補助・助成額(限度額)		対象施設	申請等の種類
3～5歳児クラス	国より	37,000 円／月	(市内・市外) 認可外保育施設	国の無償化の制度に係る請求(施設等利用費)
	市より	3,000 円／月	(市内・市外) 認可外保育施設 ※事業所内保育事業等を含まない	市の助成金の申請
0～2歳児クラス (非課税世帯)	国より	42,000 円／月	(市内・市外) 認可外保育施設	国の無償化の制度に係る請求(施設等利用費)

※認可外保育施設に関する国の指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けており、かつ、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の給付対象となるものとして、施設所在自治体の確認を得ている施設が対象となります。

◆無償化の対象でない児童

年齢区分	助成額(限度額)		対象施設	申請の種類
0～2歳児クラス (課税世帯)	市より	40,000 円／月 ※認可外保育施設の保育料と認可保育施設に入所した場合の保育料との差額を助成	習志野市・千葉市・船橋市・八千代市のいずれかに所在の認可外保育施設 (事業所内保育事業等を含まない)	市の助成金の申請

※認可外保育施設に関する国の指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている施設が対象となります。

- 3～5歳児クラスについては、認可外保育施設に支払った保育料が37,000円／月以上であれば、40,000 円／月を上限にその支払った保育料の額を補助・助成します。
また、0～2歳児クラスの非課税世帯については、認可外保育施設に支払った保育料が42,000 円／月以上であれば、42,000円／月を補助します。
なお、認可外保育施設等の保育料が、37,000 円／月未満(0～2歳児クラスの非課税世帯については、42,000 円／月未満)の場合は支払った保育料の額を補助します。
- 0～2歳児クラスの課税世帯については、認可外保育施設の保育料と認可保育施設に入所した場合の保育料との差額(上限 40,000 円／月)を助成します。

2. 補助・助成の対象者

□0～2歳児クラスの住民税非課税世帯(無償化対象)

□3～5歳児クラス(無償化対象)

●施設等利用給付認定(新2号認定または新3号認定)を受けている方 ※4ページ参照

【留意点等】

- ・施設等利用給付認定の認定開始後から補助・助成の対象となりますので、ご注意ください。
- ・転入・転出等により、月途中に認定が開始する又は終了する場合の施設等利用費の限度額(月)は次のとおりです。

- ・月途中から認定を受けた場合(転入等による)
 $37,000 \text{ 円(新3号の場合は } 42,000 \text{ 円)} \times \text{認定日からの日数} \div \text{その月の日数}$
- ・月途中で認定が取消となる場合(転出等による)
 $37,000 \text{ 円(新3号の場合は } 42,000 \text{ 円)} \times \text{取消日の前日までの日数} \div \text{その月の日数}$

- ・助成金は、対象の認可外保育施設を月極の契約(1月又は1週間当たりの利用日数及び利用時間を定めた契約であって、1月当たりの合計利用時間が64時間以上(一時保育の利用時間を除く。))であるものをいう。)により、利用していることが助成の条件となります。

※転入・転出をした場合、転入・転出した月に16日(2月にあっては15日)以上習志野市に住民票があることが必要です。

□0～2歳児クラスの住民税課税世帯(無償化対象外)

- 児童及び保護者について、習志野市に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されていること。
※転入・転出をした場合、転入・転出した月に16日(2月にあっては15日)以上習志野市に住民票があることが必要です。
- 入所児童について、対象の認可外保育施設を月極の契約(1月又は1週間当たりの利用日数及び利用時間を定めた契約であって、1月当たりの合計利用時間が64時間以上(一時保育の利用時間を除く。))であるものをいう。)により、利用していること。
- 保護者について、習志野市の保育の必要性の認定基準を満たしていること。
(月64時間以上の就労等、保育を必要とする事由に該当があること ※4ページ参照)

3. 補助・助成の対象施設

□0～2歳児クラスの住民税非課税世帯(無償化対象)

□3～5歳児クラス(無償化対象)

次の①～②の、いずれも満たしている施設が対象です。

- ①「認可外保育施設に関する国の指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けていること
- ②令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の給付対象となるものとして、施設所在自治体の確認を得ていること

□0～2歳児クラスの住民税課税世帯(無償化対象外)

習志野市、千葉市、船橋市、八千代市に設置されている認可外保育施設のうち、申請対象月の1日時点で「認可外保育施設に関する国の指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けている施設が対象です。

なお、施設が対象となるかどうか不明な場合等については、こども保育課までお問い合わせください。

4. 補助額・助成額

□0～2歳児クラスの住民税非課税世帯(無償化対象)

認可外保育施設に支払った保育料の額を補助します。ただし、児童1人につき月額42,000円が上限となります。

【例1】認可外保育施設に支払った保育料が月80,000円の場合

…補助額は、42,000円となります。

【例2】認可外保育施設に支払った保育料が月39,000円の場合

…補助額は39,000円となります。

※無償化対象経費…保育料(利用料)のみ。食材料費等(給食費・おやつ代等)は除く。

□3～5歳児クラス(無償化対象)

認可外保育施設に支払った保育料の額を補助・助成します。ただし、児童1人につき月額40,000円が上限です。

【例1】認可外保育施設に支払った保育料が月80,000円の場合

…補助・助成額は計40,000円(①+②)となります。

《内訳》

①無償化の制度により(施設等利用費として)、37,000円を補助します。

②80,000円-37,000円=43,000円ですが、市からの助成額は限度額が適用され、3,000円となります。

【例2】認可外保育施設に支払った保育料が月39,000円の場合

…補助・助成額は計39,000円(①+②)となります。

《内訳》

・無償化の制度により(施設等利用費として)、37,000円を補助します。

・39,000円-37,000円=2,000円となり、市からの助成額は2,000円となります。

【例3】新2号認定を4月1日から受けていた方が、4月26日に習志野市外へ転出した場合の4月の補助額
(認可外保育施設に支払った保育料は月25,000円)

…補助額は25,000円となります。

《内訳》

・無償化の制度により(施設等利用費として)、25,000円を補助します。

・転出日が認定取消日になるため、4月1日～4月25日までの日数で日割り計算を行います。

(37,000円×25日÷30日=30833.33… 十円未満切り捨てとなり、4月の限度額は30,830円)

=認可外保育施設に支払った保育料が4月の限度額を下回っているため、補助額は25,000円となります。

※無償化対象経費…保育料(利用料)のみ。食材料費等(給食費・おやつ代等)は除く。

□0～2歳児クラスの住民税課税世帯(無償化対象外)

月単位で算定し、認可外保育施設に支払った保育料と、認可保育施設に入所した場合に発生する保育料との差額を助成します。ただし、児童1人につき月額40,000円が上限となります。

【例1】認可外保育施設に支払った保育料が月80,000円、認可保育施設の保育料が50,000円となる方
80,000円 - 50,000円 = 30,000円(該当月の助成額)

【例2】認可外保育施設に支払った保育料が月80,000円、認可保育施設の保育料が30,000円となる方
80,000円 - 30,000円 = 50,000円 ⇒ 40,000円(該当月の助成額)

※認可保育施設の保育料は、保護者や同居祖父母の住民税の額に応じて算定します。

※助成対象経費…保育料(利用料)のほか、食材料費(給食費・おやつ代等)を含む。



5. 保育の必要性の認定基準および施設等利用給付認定の認定要件(遡りでの申請不可)

保育を必要とする事由(給付認定を受けるための要件)		
	事由	条件等
①	就労	家庭内外問わず、月64時間以上仕事をしているため、児童の保育にあたれない。 ※育児休業からの復職に伴い申請等される方は、下記を参考にしてください。 ⇒月の1～10日に復帰する場合・・・前月分より補助・助成対象 ⇒月の11～31日に復帰する場合・・・当月分より補助・助成対象
②	出産の前後	母親が出産の前後であるため、児童の保育にあたれない。 (出産予定月の2か月前(多胎妊娠の場合は4か月前)の月初から、出産日から起算して57日目(月)が属する月の末日までが対象となります。)
③	疾病または障がい	疾病、負傷、心身に障がいがあるために児童の保育にあたれない。
④	親族の介護・看護	親族に長期にわたる病人や、心身に障がいのある人がいて、常時その介護・看護をしているために児童の保育にあたれない。 ※別居親族の場合は、月64時間以上の介護・看護をしていること。
⑤	被災家庭	火災や風水害、地震などの災害復旧のために児童の保育にあたれない。
⑥	求職中(※1)	求職活動のため、児童の保育にあたれない。※助成金については、月単位での認定となります。 (認定開始後、2か月以内に就労を開始することが条件となります。)
⑦	就学(※2)	就学中や、技能習得のための通学をしているため、児童の保育にあたれない。 (月64時間以上を満たしていることが条件となります。)
⑧	育児休業(継続入所)	上のお子様が、下のお子様の育児休業を取得する前から給付認定を受けて入所しており、上のお子様の発達上環境を変えることが好ましくないことから、育児休業を取得した後も継続して通う場合のみ対象となります。

※1 本市様式での「求職活動内容報告書」の提出が必須となります。

※2 学校教育法に規定する学校等に在学、または職業能力開発促進法等に規定する職業能力開発施設等において職業訓練等を受けていることが必要です。

6. 請求・申請までのお手続きの流れ

必要書類をご用意いただいたうえ、下記のとおり提出してください。

なお、提出された書類に不備等があった場合は、こども保育課から直接保護者へご連絡いたします。

提出先	習志野市こども保育課
提出方法(※)	・窓口への持参 ・郵送

※やひろ学園モンテッソーリ子供の家に在籍児童の申請分は、施設提出も可。

7. 請求・申請期間

	第1期	第2期	第3期	第4期
補助・助成対象となる保育料	4月～6月分	7月～9月分	10月～12月分	1月～3月分
請求・申請期間	7月1日 ～7月31日	10月1日 ～10月31日	1月5日 ～1月30日	3月10日 ～3月31日

8. 請求・申請に必要な書類

□0～2歳児クラスの住民税非課税世帯(無償化対象)

- 施設等利用費請求書(償還払い用)と委任状については、エクセル形式またはワード形式の様式を市ホームページからダウンロードできます。
- 施設等利用費請求書(償還払い用)については、記載内容が重複する部分をコピーで代用することが可能です。

必要な書類	
1	施設等利用費請求書(償還払い用) ※無償化補助金分の請求書
2	特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証 ※施設が発行したもの
3	委任状(振込口座の名義人と認定保護者が異なる場合のみ)

□3～5歳児クラス(無償化対象)

- 施設等利用費請求書(償還払い用)、助成金交付申請書、委任状については、エクセル形式またはワード形式の様式を市ホームページからダウンロードできます。
- 施設等利用費請求書(償還払い用)と助成金交付申請書については、記載内容が重複する部分をコピーで代用することが可能です。

必要な書類	
1	施設等利用費請求書(償還払い用) ※無償化補助金分の請求書
2	習志野市民間保育施設入所児童助成金交付申請書(無償化対象者用) ※認可外保育施設に支払った月額利用料が37,000円を超える月がある場合のみ、こちらをご提出ください。
3	特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証 ※施設が発行したもの
4	委任状(振込口座の名義人と認定保護者が異なる場合のみ)

「0～2歳児クラスの住民税非課税世帯」と「3～5歳児クラス」の方の請求時の注意点

- 施設等利用給付認定を受けていることが必須となります。現在受けている認定内容に変更が生じた場合には、「教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定変更届」とその他変更後の書類をこども保育課まで提出してください。
- 施設等利用費請求書の振込口座は、原則、認定保護者の口座となります。認定保護者とは別の方の名義を振込口座としたい場合等は、認定保護者からの委任状が必要となりますので、ご注意ください。
- 一時保育等で認可外保育施設をご利用されている場合は、「特定子ども・子育て支援に係る領収証兼提供証明書発行依頼書」にご記入の上、ご利用の施設に提出し、特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証を発行してもらってください。
- ご記入の際は、消えるボールペン及び修正ペン・テープは使用しないでください。
なお、使用されている場合は再提出となりますのでご注意ください。
- 市ホームページからダウンロードした「施設等利用費請求書」を使用する際、片面印刷の場合には割り印が必要となります。

□0～2歳児クラスの住民税課税世帯(無償化対象外)

<提出書類> ★…年度内、初回申請時のみ(変更があった場合は、再度提出してください。)

必要な書類(◆が付いている書類は、習志野市こども保育課の指定様式)					
共通	1	習志野市民間保育施設入所児童助成金交付申請書 ※1			
	2	保育提供証明書			
	3 ★	地方税関係情報の取得同意書兼口座振替依頼書			
	4 ★	マイナンバー確認書類の写し(保護者全員分)			
		いずれか①②③	①マイナンバーカード(両面)		
②個人番号の通知カード					
③個人番号記載の住民票の写し または 住民票記載事項証明書					
保護者の本人確認書類(運転免許証・パスポート 等)の写し…②、③を提出する場合(次ページ参照)					
父母ともに、いずれか1つ以上	5 ★	児童を家庭で保育できないこと等を証明する各種証明書(保護者全員分)			
		①	就労	会社勤め(被雇用者)	就労証明書(国が定める標準的な様式)
				自営業	1. 就労証明書(国が定める標準的な様式) 2. 自営業の実績確認ができる資料(いずれか一つ) …確定申告書(写)、個人事業の開業届出書(写)、 商業・法人登記履歴事項全部証明書(写) 等
				内職	1. 就労証明書(国が定める標準的な様式) 2. 契約書の写し
				育児休業 (認定開始後翌月10日までに復職)	1. 就労証明書(国が定める標準的な様式) ※2 2. ◆育児休業後復職誓約書
				採用内定有り	就労証明書(国が定める標準的な様式) (初月の就労時間が64時間以上の場合のみ)
		②	出産前後		出産(予定)児の母子手帳の予定日ページの写し(※3)
		③	疾病 または 障がい		◆医師の診断書 または 障害者手帳等(※4)の写し
		④	親族の介護・看護		1. ◆介護・看護を受ける親族の診断書 または 障害者手帳等(※4)の写し 2. ◆介護・看護状況調査票
		⑤	被災家庭		罹災証明書 等
	⑥	求職活動中		◆求職活動報告書	
	⑦	就 学		1. 在学(受講)証明書(学生証等)または合格(受講決定)通知書の写し 2. カリキュラムの写し	
	⑧	育児休業継続		1. 就労証明書(国が定める標準的な様式) 2. ◆保育施設等利用証明書 3. ◆育児休業に伴う継続利用申込書	
	その他状況によって必要となる書類 ★				
	保護者やお子様が外国籍の方		在留カード(表裏写し)、特別永住者証明書、資格外活動許可証(写し)のうち いずれか一つ		
同居世帯に障がい者(児)がいる場合		・障害者手帳等(※4)の写し			
ひとり親家庭の場合		・戸籍謄本 または ・離婚受理証明書(後日、戸籍謄本の提出が必要)			
生活保護を受給している場合		・生活保護受給証明書			
児童の兄弟が私立幼稚園等に通園している場合		・在園証明書			
住民税の未申告等やご家庭等で特別な事情 がある方で税額の確認ができない方 ※税申告後にご用意ください。		【令和7年4月～8月分の申請の場合】 ・令和6年度市区町村民税(非)課税証明書 【令和7年9月～令和8年3月分の申請の場合】 ・令和7年度市区町村民税(非)課税証明書			
国内に住民票がない期間があったことから 税額の確認ができない方 ※ご不明な方は、お問い合わせください。		勤務先で発行する源泉徴収票 または 勤務先で発行する収入証明書等 【令和7年4月～8月分の申請の場合】 ・令和5年1月1日～令和5年12月31日の期間の証明 【令和7年9月～令和8年3月分の申請の場合】 ・令和6年1月1日～令和6年12月31日の期間の証明			

※1 年度内、2回目以降の申請時には、個人番号(マイナンバー)の記載は省略可能です。

※2 復職又は就職後、改めて就労証明書を提出してください。

※3 出産後、出生届出済証明記載のページの写しを提出してください。

※4 障害者手帳等…身体障害者手帳(手帳1～4級)、精神障害者保健福祉手帳(1～3級)、療育手帳(A・B-1・B-2)、
介護保険被保険者証(要介護1～5)

<提出にあたっての留意点等>

- ・提出書類のうち、助成金申請書については児童1人につき1部ずつ、その他の書類は兄弟姉妹で1部ご用意ください。(申請書については、兄弟姉妹で記載内容が重複する部分をコピーで代用可能です。)
- ・助成金交付申請書と就労証明書等については、ワード形式またはエクセル形式の様式を市ホームページからダウンロードできます。
- ・児童を家庭で保育できないこと等を証明する各種証明書」は、直近6か月以内に取得した証明書を以前にこども保育課に提出しており、その後内容に変更がなければ省略できることがあります。
- ・勤務先が複数ある場合は、それぞれの勤務先の就労証明書をご提出ください。
- ・ご提出いただいた書類は返却できません。控えが必要な場合は、提出前にコピーをお取りください。
- ・児童を家庭で保育できないこと等を証明する各種証明書及びその他状況によって必要となる書類は、年度内初回申請時にご提出いただき、その後は変更が生じた場合等のみ再度ご提出ください。

● 個人番号(マイナンバー)確認書類および本人確認書類提出書類

- ・顔写真付きの個人番号(マイナンバー)カードをお持ちの方は、その写し(両面)をご提出ください。
- ・マイナンバー確認書類等は、A4サイズの用紙に両面コピーをした上で、ご提出ください。
- ・顔写真付きの個人番号(マイナンバー)カードをお持ちでない方は、下表に記載の【A】+【B】の書類をご提出ください。

【A】個人番号確認書類	【B】本人確認書類	
	顔写真付き身分証明書(1点で可)	その他本人確認書類(2点必要)
☐ 通知カード ※1 (記載された氏名、住所等が住民票に記載された事項と一致している場合のみ。 <u>【B】本人確認書類が必要</u>) ☐ 個人番号が記載された住民票等 (<u>【B】本人確認書類が必要</u>)	☐ 運転免許証 ☐ パスポート ☐ 身体障害者手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 在留カードまたは特別永住者証明書 ☐ その他官公署発行の顔写真付き身分証明書等で氏名、生年月日および住所の記載があるもの	☐ 公的医療保険の被保険者証 ※2 ☐ 年金手帳 ※3 ☐ 児童扶養手当証書または特別児童扶養手当証書 ☐ 介護保険被保険者証 ☐ その他官公署からの発行書類で氏名および生年月日または住所の記載があるもの

●すべての確認書類について、住所変更等の裏面記載がある場合は両面の写しをご提出ください。

- 【※1】 個人番号の通知カードの発行は、令和2年5月25日に廃止されました。5月25日以降に住所、氏名等に変更がある場合は、通知カードを個人番号確認書類として使用することはできません。
- 【※2】 国民健康保険被保険者証をお持ちの方は令和7年8月1日以降、社会保険被保険者証をお持ちの方は令和7年12月2日以降は、各保険者が新たに発行する「資格確認書」の写しをご提出ください。なお、写しを取った後、保険者(被保険者)等番号および記号・番号は黒塗りしてください。
- 【※3】 年金手帳の発行は、令和4年4月1日に廃止されました。同年4月1日以降に発行された基礎年金番号通知書は、本人確認書類として使用することができません。

<問い合わせ先>
 習志野市役所 こども保育課
 入所・入園係
 電話:047-453-5511